

議長（志村 忠昭）

それでは休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。

日程第5、議案第1号 多度津町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長 山下君

福祉保健課長（山下 俊和）

おはようございます。

議案第1号 「多度津町介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例（案）」の制定について、提案説明を申し上げます。

第3次地方分権一括法により、介護保険法が改正され、従来、厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援事業所の人員、運営等の基準と、地域包括支援センターの包括的支援業務に係る人員等の基準を市町村の条例で定めることとなったため、本条例（案）を制定しようとするものです。

条例（案）の内容につきましては、第1条で趣旨を、第2条で介護予防支援等の事業区分の定義を、4ページの別表第1の左側に記載されている内容に定めようとするものです。

第3条で、各事業の基準を別表第1の右側に記載された内容に定めようとするものですが、2ページをご覧ください。

同条第2項で、従業者、設備、会計等の記録保存については、別表第2に記載されたように、厚生労働省の2年から5年に変更し定めようとするものです。

第4条から第8条にかけては、その他の運営に関する基準を定めようとするものです。

また、第9条で委任に関することを定めようとするものです。

附則として、この条例（案）は、平成27年4月1日より施行しようとするものです。

以上で、議案第1号の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い致します。